

熊本市雇用対策連携協定

熊本市及び厚生労働省熊本労働局（以下「熊本労働局」という。）は、我が国における本格的な人口減少社会の到来を見据え、熊本市が目指す持続可能な都市づくりを進めるため、より連携を強化し、協働して地域の雇用をめぐる環境の整備と改善に取り組むこととし、以下のとおり「熊本市雇用対策連携協定（以下「協定」という。）」を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、熊本市と熊本労働局が時勢に応じた地域の政策課題を共有し、求職者の就職促進と、企業の人材確保支援等について、それぞれの施策を密接な関連のもとに円滑かつ効果的・一体的に実施することにより、熊本市内の雇用環境の整備と改善を図ることを目的とする。

（事業内容等）

第2条 熊本市及び熊本労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法を事業計画として毎年定めるものとする。

（運営協議会の設置等）

第3条 前条の事業計画は、熊本市及び熊本労働局で組織する運営協議会で定めるものとする。

2 運営協議会は必要の都度開催することとし、事業計画及び事業実施報告を審議するとともに、当該審議事項について地元事業主等から意見を求めることができるものとする。

（要請等）

第4条 熊本市長及び熊本労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 熊本市長及び熊本労働局長は、前項の要請に対して、誠実かつ迅速に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、熊本市、熊本労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、熊本市及び熊本労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、熊本市長及び熊本労働局長が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月17日

熊本市長

大西一史

厚生労働省熊本労働局長

一瀬嘉幸

令和6年度

熊本市雇用対策連携協定に基づく
事業計画

熊 本 市
熊本労働局

第1	趣旨	2
第2	協定に基づく令和6年度の主な雇用施策	
1	雇用創出及び就業支援	
(1)	雇用創出・拡大に関する事業主支援	2
(2)	創業事業者の人材確保支援	3
(3)	立地企業の人材確保支援	3
(4)	UIJターン者の就職支援	4
(5)	若年者の就職・定着支援	4
(6)	高齢者の就労支援	6
(7)	外国人材の受入に関する就職等の支援	6
(8)	就職氷河期世代への就労支援	8
2	人材育成と人材確保	
(1)	人材不足分野における人材確保支援	8
(2)	職業訓練を通じた能力開発・就職支援	9
(3)	半導体関連人材の育成・確保支援	10
3	女性の活躍推進	
(1)	中小企業等における女性の人材活用支援	11
(2)	女性のライフステージに対応した支援	12
4	就職困難者の就労支援	
(1)	障がい者の就労支援	13
(2)	生活保護受給者等の就労支援	14
(3)	がん患者等の就労支援	15
(4)	再犯防止支援対象者への就労支援	15

第1 趣旨

熊本市（以下「市」という。）と熊本労働局（以下「労働局」という。）は、我が国における本格的な人口減少社会の到来を見据え、市が目指す持続可能な都市づくりを進めるため、より連携を強化し、協働して地域の雇用をめぐる環境の整備と改善に取り組むため、平成27年3月17日に「熊本市雇用対策連携協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づいて、市、労働局及び熊本公共職業安定所（以下「ハローワーク熊本」という。）は、市の講ずる産業政策、地域経済活性化、雇用創出等の雇用に関する施策と、労働局及び公共職業安定所における職業紹介、雇用保険、雇用対策等の施策が密接な関連のもとに円滑かつ効果的・一体的に実施されるよう「熊本市雇用対策連携協定に基づく事業計画」を定め、相互の施策におけるより一層の連携を図るとともに、熊本地域の雇用情勢の改善に強力に取り組むこととする。

なお、協定において、「それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができ、要請に対しては誠実かつ迅速に対応するものとする。」としており、要請があった場合は、互いにその要請に対して誠実かつ迅速に対応するよう努めるものとする。

第2 協定に基づく令和6年度の主な雇用施策

1 雇用創出及び就業支援

(1) 雇用創出・拡大に関する事業主支援

市と労働局は、事業主に対する事業運営及び人材確保における支援を行い、雇用の創出・拡大を図る。

《労働局が実施する業務》

- ・雇用統計等（職業別求人・求職状況、職業別求人・求職（希望）賃金、産業別求人賃金など）の情報提供を行う。（職業安定課）
- ・就職困難者を雇い入れた場合に助成する特定求職者雇用開発助成金及び安定就業を希望する就業経験が少ない求職者等を常用雇用前に試行的に雇い入れた場合に助成するトライアル雇用助成金、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進する取組を実施した場合に助成するキャリアアップ助成金、雇用情勢の厳しい地域（特例対象事業主を含む＝地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主特例、地方創生応援税（企業版ふるさと納税）寄附事業主特例）において事業所設置・整備に伴い地域の求職者を雇い入れた場合に助成する地域雇用開発助成金の活用などにより雇用機会の増大・創出の支援を行う。（職業対策

課)

《市が実施する業務》

- ・求職者と企業との出会いの機会を創出するため、合同就職説明会を開催する。(雇用対策課)
- ・産学連携支援として、大学等の技術シーズと地場企業の事業化ニーズのマッチングを図る。(起業・新産業支援課)
- ・新製品・新技術研究開発支援として、中小企業等の新製品・新技術開発に対する助成を行う。(起業・新産業支援課)
- ・商店街空き店舗対策事業として、市内商店街の空き店舗への新規出店に対し、助成を行う。(商業金融課)

(2) 創業事業者の人材確保支援

市と労働局は、新たに事業を開始する事業者に対して、創業に当たっての人材確保等に関する支援を行う。

《労働局が実施する業務》

- ・雇用統計等(職業別求人・求職状況、職業別求人・求職(希望)賃金、産業別求人賃金など)の情報提供を行う。(職業安定課)

《市が実施する業務》

- ・大学生・専門学生向け起業スクールの開催など、創業支援事業計画の推進を図る。(起業・新産業支援課)
- ・市内創業者に対し、創業時から一定期間(3年間)における、広報費や設備費等に対する助成を行う。(起業・新産業支援課)

(3) 立地企業の人材確保支援

市と労働局は、企業誘致情報、労働市場情報等を共有し、市が実施する企業立地促進、雇用創出の取組に活用を図るとともに、進出企業に対しては、雇用関係助成金制度の周知・活用の促進等、連携した人材確保支援を行う。

《労働局が実施する業務》

- ・雇用統計等(職業別求人・求職状況、職業別求人・求職(希望)賃金、産業別求人賃金など)の情報提供を行う。(職業安定課)
- ・市が実施する立地企業と求職者との合同就職面談会に協力する。(職業安定課)
- ・雇用関係助成金の活用を通じた事業主に対する支援を行う。(職業対策課)

《市が実施する業務》

- ・企業立地を促進し、雇用の創出を図るため、立地企業と求職者との合同就職面談会を開催する。(雇用対策課、企業立地推進課)

(4) U I J ターン者の就職支援

市と労働局は、熊本地域に就職（移住）を希望するU I J ターン者の支援について連携し、就職促進を図る。

《労働局が実施する業務》

- ・熊本市圏への就職を希望するU I J ターン者に対して、「地方就職希望者活性化事業」により首都圏等のハローワークに設置する「地方就職支援コーナー」とハローワーク熊本が連携して、熊本市圏の人材需要動向等の情報提供及び職業相談等を行う。(職業安定課)
- ・市が実施するU I J ターン者を対象とする就職面談会に協力する。(職業安定課)
- ・ユースエール、くるみん、えるぼし認定企業の認知度を高める。(職業安定課、雇用環境・均等室)

《市が実施する業務》

- ・子育て世帯や半導体企業への就職を希望する者を対象とした移住ツアーを開催する。(雇用対策課)
- ・U I J ターンサポートデスクにおいて、U I J ターン者に対する就職（移住）の相談等を実施する。(雇用対策課)
- ・魅力的な労働環境に取り組む地場企業の認知度を高めるとともに、住まい・生活環境・子育てや、余暇情報なども含めた「熊本での生活」を総合的に情報発信するため、WEBサイトを活用し、引き続き移住促進に向けたプロモーション活動を実施する。(雇用対策課)
- ・連携都市移住パンフレットの作成や、県外での移住促進イベントへの参加及びパンフの配布を行う。(雇用対策課)
- ・東京圏から移住して就業・起業する者に対する助成を行う。(雇用対策課)
- ・県外から本市への移住に伴う転居費に対する助成を行う。(雇用対策課)
- ・U I J ターン者の創業に対して、制度融資利用時の信用保証料補給による支援を実施する。(商業金融課)

(5) 若者の就職・定着支援

市と労働局は、若者の就職・定着支援について連携し、就職促進を図る。

《労働局が実施する業務》

- ・市と共催で就職未内定の高校生のための就職面接会等を実施し、就職支援を行う。(訓練課)
 - ・新卒者の早期離職防止を図る職場適応指導として、アンケートや事業所訪問による相談を行い、定着支援(フォローアップ)を実施するとともに、必要に応じて事業主への助言指導を行う(訓練課)。
 - ・若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況等が優良な中小企業であると認定を受けた「ユースエール認定企業」の普及拡大・情報発信の強化を図る。(職業安定課)
 - ・高等学校の進路指導主事との会議を開催し、就職支援等についての連携を強化する。(訓練課)
 - ・新卒者の就職支援として、就職ガイダンス(模擬面接や求人票の見方など)を実施する。(訓練課)
 - ・総合ビジネス専門学校の学生に対する個別面談及び校内求職セミナーへの協力を行う。(訓練課)
 - ・地元企業のPR(職業講話を通じたアピールや労働局HP上に開設した地元就職応援サイトによる地元企業の魅力や仕事情報の発信)を行う。(訓練課)
- 《市が実施する業務》
- ・高校生のための就職フェア開催等の支援事業をハローワーク熊本と共催で実施する。(雇用対策課)
 - ・高等学校の進路指導担当教諭等と、企業の人事担当者との意見交換会を開催する。(雇用対策課)
 - ・高校生を対象とした地場企業等を知るための地域課題解決型パンフレット作成を行う。(雇用対策課)
 - ・小中学生を対象とした地域の企業や産業を学ぶ青少年キャリア育成を支援する。(雇用対策課)
 - ・県内外大学生を対象とした、連携中枢都市圏企業へのインターンシップ事業を実施する。(雇用対策課)
 - ・総合ビジネス専門学校において学生に対する個別面談(毎週1回開催)及び校内求職セミナーを実施する。(総合ビジネス専門学校)
 - ・「出前講座」の中で、雇用情勢や全般的な雇用施策等について市民へ広報等を行う。(生涯学習課)
 - ・農業の担い手確保に向け、関係機関とのサポート体制や地域と連携し、就農希望の段階から営農定着まで、相談会、巡回指導等の連続性のあるフォローアップを実施し、就農営農支援に取り組む。(農業支援課)
 - ・勤労青少年ホームにおいて、15歳から概ね45歳までの若者を対象に、職業相談(カウンセリング:月2回)を実施する。(こども支援課 勤労青少年ホーム)

(6) 高齢者の就労支援

市と労働局は、高齢者の就労支援について連携し、就労促進を図る。

《労働局が実施する業務》

- ・ハローワークに設置している生涯現役支援窓口において、概ね60歳以上の高齢求職者に対し、就労経験やニーズ等を踏まえた支援を行い、就職促進を図る。(職業対策課)
- ・シルバー人材センターと連携することにより、高齢者の活躍の場の拡大を図る。(職業対策課)

《市が実施する業務》

- ・65歳以上の高齢者を対象とした職業相談コーナーにおいて、職業相談や雇用・就業に関する情報(雇用失業情勢、再就職関連情報、短時間就業情報など)の提供を行う。(雇用対策課)
- ・シルバー人材センターへ助成を行うことで、その活動を活発化し高齢者の生きがいをづくりや社会参加の促進を図る。(高齢福祉課)
- ・障がい者・母子家庭の母等・高齢者雇用奨励金の助成による就労支援を行う。(雇用対策課)

(7) 外国人材の受入に関する就職等の支援

市と労働局は、外国人の就職・定着支援について連携し、就職促進を図る。

《労働局が実施する業務》

- ・ハローワークに「就職支援コーディネーター(外国人雇用管理分)」及び「職業相談員(外国人雇用管理分)」を配置し、外国人を雇用する事業主に対して適正な雇用管理改善のための指導・援助を行う。(職業対策課)
- ・外国人雇用に関する情報について市との情報共有を図り、外国人が直面する生活及び就職等に係る相談について、熊本市外国人総合相談プラザ等と連携して対応を図る。(職業対策課)
- ・外国人労働者の雇用環境の整備や適正な雇用管理のため、ハローワークの訪問等により外国人雇用事業主へ雇用管理指導及び外国人雇用状況届出制度をはじめとする労働関係法令等の周知を図り、さらに関係機関と連携し失踪者の未然防止等に努める。(職業対策課)

- ・外国人求職者等に対しては、多言語コンタクトセンターや多言語翻訳機等を活用し、個々の特性やニーズを踏まえた職業相談等の就職支援を行う。(職業対策課)
- ・熊本ヤングハローワークに「就職支援ナビゲーター(留学生支援分)」を配置し、留学生に対する個々の特性やニーズを踏まえた職業相談を行い、また、大学や企業等との連携強化を図り、留学生の就職を促進する。(職業対策課・訓練課)
- ・熊本労働局労働基準部監督課及び八代労働基準監督署に設置している外国人労働者相談コーナーにおいて、中国語による労働条件の相談に引き続き対応するとともに、中国語以外の12言語(英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語(クメール語)、モンゴル語)による相談についても、厚生労働省が設置している言語別の「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン」を案内・周知することにより、外国人労働者が適切な相談・支援を受けられるよう援助を継続する。(監督課)
- ・技能実習生に関し労働基準関係法令違反があると考えられる事業場に対し、また特定技能の在留資格により就労する外国人材に関し労働基準関係法令違反があると考えられる特定技能所属機関に対して重点的に監督指導を実施するとともに、重大又は悪質な労働基準関係法令違反事案については、司法処分を含め厳正に対処する。(監督課)

《市が実施する業務》

- ・日本語能力の向上や事業者による日本語教育の促進を図るため、外国人労働者に対し、日本語講師による日本語習得研修を開催する。(雇用対策課)
- ・行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う「熊本市外国人総合相談プラザ」を通して、在住外国人に対する、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・教育等、生活に関わる様々な事柄について、情報提供や相談等を行う。(国際課)
- ・外国人労働者等の監理団体と介護保険事業所が接する場として合同説明会を開催し、介護保険事業者が抱える外国人労働者の雇用に関する不安・疑問を解決する機会とする。(介護保険課)
- ・外国人労働者等の住居確保のため、比較的廉価な家賃である市営住宅を外国人労働者を管理している団体や雇用する事業者へ提供する。(市営住宅課)

(8) 就職氷河期世代への就労支援

市と労働局は、就職氷河期世代への就労支援について連携し、就職促進を図る。

《労働局が実施する業務》

- ・ハローワーク熊本に設置する「就職氷河期世代専門窓口」において、専門担当で構成するチーム支援によるマッチング促進、各種支援情報の提供及び職場定着を図る。(職業安定課)
- ・支援対象者向け企業説明会やセミナー等を開催する。(職業安定課)
- ・熊本労働局ホームページに設置する就職氷河期世代応援サイトにおいて、くまもと就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの構成員(熊本市含む)等が行う各種支援情報等を積極的に発信していく。(職業安定課)
- ・職場実習・体験(インターンシップ)等の機会確保等について、企業向けの謝金の支払いや対象者の事故や怪我に備えての保険を利用し、市の周知協力も得ながら実施する。(職業安定課)
- ・特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の活用により正規雇用労働者として雇用機会の増大・創出に取り組む(職業対策課)

《市が実施する業務》

- ・就職氷河期世代(概ね35～55歳未満の方)を対象とした合同就職説明会を行う。(雇用対策課)

2 人材育成と人材確保

(1) 人材不足分野における人材確保支援

市と労働局は、各種支援策の情報を共有し、人材不足分野における人材確保・人材育成に関する支援の強化を図る。

《労働局が実施する業務》

- ・ハローワーク熊本に設置する「人材確保対策コーナー」において、医療・福祉、建設、警備、運輸分野に係る求職者の就職支援及び事業主に対する雇用管理面の改善に向けた相談等を実施するとともに、人材確保等支援助成金制度等を活用し、人材確保・定着を支援する。(職業安定課・職業対策課)
- ・医療・福祉、建設、警備、運輸分野の事業主団体等との情報共有や人材確保に係る連携事項を協議することを目的として、「熊本県人材確保対策推進協議会」を開催する。(職業安定課)
- ・「熊本県福祉人材確保推進協議会」を開催し、関係機関と福祉人材の確

保に係る課題や取組についての情報共有を行い、広報や啓発活動に協力する等関係機関との連携を図る。(職業安定課)

《市が実施する業務》

- ・熊本市産業開発求人对策協議会への助成を行い、建設業界等の人材確保を支援する。(雇用対策課)
- ・市民のスキル向上をサポートする取り組みとして、eラーニングを活用してリスキリングを実施。ITスキルや新しい職業に必要な能力の獲得を促進し、キャリア形成の支援を行う。(雇用対策課)
- ・複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」を設置し、参画する法人の間で、福祉・介護人材の確保・定着のための取組を実施する。(介護保険課)
- ・介護職員の賃金面の処遇改善を図るため、介護事業所等へ介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算取得促進にかかる支援を行う。(介護保険課)
- ・H29年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和型訪問サービスにあたる、新たな担い手の育成のため要請研修を実施するもの。新たな担い手の確保により、生活援助型訪問サービスの普及を図る。(保育幼稚園課)
- ・保育士再就職支援コーディネーターを配置し、再就職のための研修会や就職相談会、ガイダンス、面接会等を開催する。(保育幼稚園課)
- ・保育士資格及び幼稚園教諭免許取得支援事業を実施する。(保育幼稚園課)
- ・農業における労働力不足解消のため、JAや農業者等に対して人材確保への取り組み支援を行うとともに、県や関連部局と連携して農福連携を推進する。(農業支援課)
- ・児童養護施設等における補助業務従事者雇用に係る経費を助成し、施設における業務負担の軽減・離職防止・人材確保を図る。(こども家庭福祉課)
- ・60歳以上の大型2種免許保有の本市職員を対象に、2024年問題を抱えるバス事業者への転籍(再就職)にかかる支援を行う。(交通企画課)

(2) 職業訓練を通じた能力開発・就職支援

市と労働局は、職業訓練メニューの情報を共有し、求職者等の効果的な職業能力開発の促進を図るとともに、人材育成及び就職支援を推進する。

《労働局が実施する業務》

- ・公共職業訓練、求職者支援訓練を通じた求職者の能力開発支援、訓練

修了予定者及び訓練修了者への職業相談・職業紹介による就職支援を行う。(訓練課)

- ・有期契約労働者、短時間労働者等のいわゆる非正規労働者の企業内でのキャリアアップを図り、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等に取り組む事業主に対して、キャリアアップ助成金や人材開発支援助成金の活用を通じ企業内における労働者の職業能力開発・向上等の支援を行う。(職業対策課)
- ・熊本市職業訓練センターが実施する職業訓練に関する情報のハローワーク利用者への周知・案内を行う。(訓練課)
- ・公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」及びロゴマーク(愛称「ハロトレくん」)について周知・広報に努め、公的職業訓練の認知度向上及びさらなる活用促進を図る。(訓練課)

《市が実施する業務》

- ・認定職業訓練を実施する団体へ助成を行う。(雇用対策課)
- ・熊本市職業訓練センターで実施する職業訓練に対し、受講料補助を行う。(雇用対策課)
- ・本市産業の発展に尽くした優秀技能功労者、優秀青年技能者、並びに技能競技大会等において優秀な成績を修めた優秀技能者の表彰を行う。(雇用対策課)
- ・技能尊重気運の醸成および、技能後継者の育成・確保を図るくまもと技能祭に対し、助成を行う。(雇用対策課)

(3) 半導体関連人材の育成・確保支援

市と労働局は、半導体関連産業の人材の需要の高まりに対し、連携・協力して人材の育成・確保を支援する。

《労働局が実施する業務》

- ・熊本県地域職業能力開発促進協議会において設置された公的職業訓練効果検証ワーキンググループで実施した訓練効果の検証結果を反映して、令和6年度熊本県地域職業訓練実施計画を策定し職業訓練を実施する。(訓練課)
- ・人材開発支援助成金(人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース等)の活用を通じ企業内における労働者の職業能力開発・向上等の支援を行う。(職業対策課)
- ・「熊本労働局・ハローワーク 半導体関連求人情報」を月1回のペースで発行し、九州内各労働局及び市に情報提供を行う等関係各機関と連携した取組を継続して進めていく。(職業安定課)

- ・労働局及び県下ハローワークによる連携のもと半導体関連企業説明・就職相談会等を開催し、マッチング支援に取り組む。(職業安定課)

《市が実施する業務》

- ・小中学生を対象とした地域の企業や産業を学ぶ青少年キャリア育成の一環として、半導体への興味・関心の醸成を図るため、半導体をテーマにした授業を開催する。(雇用対策課)
- ・県内外大学生を対象とした、連携中枢都市圏企業へのインターンシップ事業を実施する。(雇用対策課)
- ・求職者と企業との出会いの機会を創出するため、合同就職説明会を開催する。(雇用対策課)
- ・半導体企業への就職を希望する者を対象とした移住ツアーを開催する。(雇用対策課)

3 女性の活躍推進

(1) 中小企業等における女性の人材活用支援

市と労働局は、女性の活躍推進を図るため、相互に連携して、企業におけるポジティブ・アクションの一層の促進を図る。

《労働局が実施する業務》

- ・パートタイム労働者・有期雇用労働者の待遇改善、正社員転換を図るため、熊本働き方改革推進支援センターと連携し、パートタイム有期雇用労働法の周知啓発・履行確保を図る。(雇用環境・均等室)
- ・労働施策総合推進法に基づき事業主に義務付けられたパワーハラスメント防止措置の周知を図るとともに、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に係るハラスメントと併せ一体的な防止措置の実施について事業主に対して周知啓発・指導を行う。(雇用環境・均等室)
- ・女性活躍推進及び次世代育成支援のための行動計画の策定・届出・公表の推進を図るとともに、女性活躍推進法の改正による男女の賃金の差異に関する情報公表等について周知を図る。(雇用環境・均等室)
- ・女性活躍推進企業(えるぼし・プラチナえるぼし)の認定をはじめ、子育てサポート企業(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん)の普及促進を図る。(雇用環境・均等室)
- ・「女性の活躍・両立支援総合サイト」等を事業主や学生等に広く周知・活用するほか、ポジティブ・アクション、両立支援に取り組む事業主への支援を行う。(雇用環境・均等室)
- ・両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)の活用を通じた事業主への支援を行う。(雇用環境・均等室)

《市が実施する業務》

- ・女性のキャリアアップ支援事業を実施する。(男女共同参画課)
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講座(テレワークに関する講演等)の開催や出前講座を実施する。(男女共同参画課)

(2) 女性のライフステージに対応した支援

市と労働局は、出産・育児等で離職した女性の再就職支援の実施、仕事と子育ての両立支援による働きやすい職場環境の整備を推進する。

《労働局が実施する業務》

- ・マザーズハローワークにおいて、求職者ニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行う。(職業安定課)
- ・来所が困難な者や来所をためらう者に対して、オンラインによる相談・紹介を行う。(職業安定課)
- ・地域の子育て支援拠点や子育て中の女性の支援に取り組むNPO法人等を利用する潜在的求職者に対し、アウトリーチ型での職業相談・就職支援セミナー等を行う。(職業安定課)
- ・求職者ニーズに適合する求人開拓、仕事と子育てが両立しやすい求人の情報収集及び提供による支援を行う。(職業安定課)
- ・市との連携により、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業や保育所・子育て支援サービス等の情報提供等による支援を行う。(職業安定課)
- ・雇用関係助成金の活用を通じた母子家庭の母等への就職支援を行う。(職業対策課)
- ・男女雇用機会均等法の周知及び行政指導等による法の履行確保を図るとともに「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の内容について周知啓発を図る。(雇用環境・均等室)
- ・労働施策総合推進法に基づき事業主に義務付けられたパワーハラスメント防止措置の周知を図るとともに、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に係るハラスメントと併せ一体的な防止措置の実施について事業主に対して周知啓発・指導を行う。(雇用環境・均等室)
- ・育児・介護休業法の周知及び行政指導等による法の履行確保を図るとともに、男性の育児休業取得の促進等を目的とした、改正育児・介護休業法の周知徹底を図る。(雇用環境・均等室)
- ・女性活躍推進企業(えるぼし・プラチナえるぼし)の認定をはじめ、子育てサポート企業(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん)の

普及促進を図る。(雇用環境・均等室)

- ・男女とも育児休業等が取得しやすい職場環境の整備や不妊治療と仕事の両立について両立支援等助成金の活用により取組を促進する。また、子育てサポート企業(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん)の一類型として、新たに創設された不妊治療と仕事の両立支援に関する認定(プラス)制度の周知徹底を図る。(雇用環境・均等室)
- ・妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いの相談に丁寧に対応し、紛争解決援助、事業主等への指導を行う。(雇用環境・均等室)
- ・男女共同参画センター「はあもにい」において開催する「労働相談」に協力し、利用者の労働相談への対応を行う。(職業安定課)

《市が実施する業務》

- ・男女共同参画センター「はあもにい」における社会参画支援事業(就労支援事業「資格取得、起業家支援、再就職準備に関する講座」、能力開発事業「キャリア・スキルアップに関する講座」、両立支援「家庭生活や地域活動など、仕事以外の生活への参画支援を目的とした講座、親子のふれあいに関する催し」)等を実施する。(男女共同参画課)
- ・「はあもにい」において、労働相談を開催(月1回)する。(男女共同参画課)
- ・子育て環境の整備に取り組む企業を「子育て支援優良企業」として認定し、従業員が働きやすい職場環境に繋げる。(こども政策課)
- ・女性農業者の経営参画を図るため、家族経営協定の締結を推進する。(農業支援課)
- ・子育て中や介護等により就労が困難なものに対し、テレワークを活用した多様な働き方を支援。(雇用対策課)

4 就職困難者の就労支援

(1) 障がい者の就労支援

市と労働局は、障害者の雇用促進と職場定着をより一層進めるため、各種支援策の活用を通じて、障害者の就労及び生活支援の充実を図る。

《労働局が実施する業務》

- ・障害者雇用率未達成企業に対する法定雇用率達成指導を行う。
- ・障害者法定雇用率の引上げ及び除外率の引下げについて周知するとともに、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催により、精神・発達障害者の職場定着を図る。(職業対策課)
- ・精神障害、発達障害等障害特性に応じた専門支援員によるきめ細かな個別支援等を行う。(職業対策課)

- ・障害者トライアル雇用、ジョブコーチ支援、各種助成金制度等の支援策を活用した就労及び職場定着支援を行う。(職業対策課)
- ・熊本障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等地域の関係機関との連携による就労支援の強化を図る。(職業対策課)
- ・障害者雇用に関する優良な取組を行う中小事業主への認定制度(もにす認定制度)の周知・広報により、障害者雇用の機運の醸成を図る。(職業対策課)

《市が実施する業務》

- ・障がい者・母子家庭の母等・高齢者雇用奨励金の助成による就労支援を行う。(雇用対策課)
- ・障害者総合支援法に基づく就労系サービス事業所の指定及び利用者への受給者証を交付する。(障がい福祉課、各区福祉課)
- ・熊本県難病相談・支援センターと連携し、難病患者への就労支援事業を行う。(医療政策課)
- ・雇用施策と連携し、重度障がい者の通勤時及び職場における支援を行う。(障がい福祉課、各区福祉課)
- ・子育て中や介護等により就労が困難なものに対し、テレワークを活用した多様な働き方を支援。(雇用対策課)

(2) 生活保護受給者等の就労支援

市と労働局は、生活保護受給者等の生活困窮者に対する一体的実施事業による就労支援を充実・強化する。

《労働局が実施する業務》

- ・中央区役所、東区役所に市と局が一体的に支援を行う窓口を設置して、市との連携による生活保護受給者等(生活保護受給者、児童扶養手当受給者等)に対する就労支援の充実・強化を図る。(訓練課)

《市が実施する業務》

- ・中央区役所、東区役所における熊本労働局との連携による生活保護受給者等の就職支援施設(ハローワークサテライト)に係る一体的実施事業を運営する。(雇用対策課、保護管理援護課、中央区保護課・福祉課・保健こども課、東区保護課・福祉課・保健こども課)
- ・母子・父子家庭の自立支援のため、プログラム策定員による自立支援計画書の作成で継続的な就労を支援する。(こども家庭福祉課)

(3) がん患者等の就労支援

市と労働局は、がん患者等に対する就労支援を充実・強化する。

《労働局が実施する業務》

- ・がん診療連携拠点病院等の関係機関と連携し、がん患者等の長期にわたる治療等が必要な疾患を持つ者に対する就労支援を行う。(職業安定課)
- ・「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知徹底を図り、治療と仕事の両立支援に係る取組を推進する。(健康安全課)

《市が実施する業務》

- ・働きながら、または子育てしながら、がんの治療をしている方等を対象に「がんサロン」を開催する。(医療政策課)

(4) 再犯防止支援対象者の就労支援

市と労働局は、再犯防止支援対象者等に対する就労支援を充実・強化する。

《労働局が実施する業務》

- ・刑務所出所者等就労支援事業に基づき就労支援チームを設置し、対象者の支援を行う。また、協力雇用主の方への各種支援制度を周知する。(職業対策課)

《市が実施する業務》

- ・犯歴等がある人に対し、協力雇用主をはじめ雇用を希望する企業に特化した求人誌を作成し、支援対象者（矯正施設入所中で帰住先が本市の人、保護観察中の人、満期釈放の人等、及び罰金・科料を受けた人）等に限定配布し、企業とのマッチングを図る。(生活安全課)